

岩手県告示第592号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった

。

平成28年7月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 岩手県全域
- 2 基本測量を実施する期間 平成28年7月1日から平成29年3月17日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（防災対策地域水準測量、水準測量及び電子基準点現地調査）